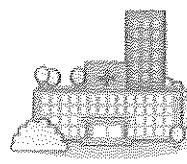


医療機関と事業承継



■片山・田中法律事務所 ■弁護士 片山 卓朗

Vol. 6

一 相続による事業承継 一

どうしたら相続人間の紛争を避けることができるか (3)

(4) 被相続人の意志の表明

「万が一にも相続人間で紛争が起こらないようになりたい」ということは、被相続人の誰しもが思うことでしょう。そのために最も有効な方法は、医療機関を相続する医師である相続人以外の相続人に対しては、遺留分を侵害しない程度に他の財産を相続させるような遺言をすることです。しかし、そのためには相当に大きな相続財産を形成する必要があり、誰にでもできることではありません。

相続財産の大半を医師である相続人に相続させながら、他の相続人との間で紛争を回避するためにには、被相続人が存命中に、相続人一人一人に医師である相続人に集中して相続させる意向であることを表明し、相続人間の理解を得ておく必要があります。

その具体的なやり方は、被相続人の性格や相続人の数や性格などにより千差万別だと思うのですが、要するに、被相続人が元気で被相続人の威光がある間に、医師である相続人が医療機関を相続することが被相続人の意思であることを表明し、そのように遺言を作成したことを伝えて、相続人一人一人に納得してもらう必要があるのです。還暦とか古希とか、被相続人の特別な誕生日のような機会に、相続人全員に対して被相続人の意思を表明するといった方法も考えられますし、個別的に相続人一人一人に話をして、その一人一人から了解した旨の書面をもらうといった方法も考えられます。大事なことは被相続人の存命中に、被相続人の意思を明確に表明しておくことです。場合によっては、相続人一人一人に表明した上で、遺言の中で、さら

に相続人である医師にだけ医療機関を相続させることを決意することとなった経緯や考え方などを記述するようにしたら良いと思います。そして、その中で医療機関を構成する財産の特性についても記述しておきます。個人病院・診療所の場合には、表面上は大きな財産に見えるかもしれないが、換価するのが難しい財産であること、医療法人の場合には、出資持分を持ったところで配当が禁止されており、財産的な価値がないことなどを記述しておくのです。

このやり方によって、かなりの紛争を回避できると思いますが、できれば一歩踏み込んで、生前に遺留分の放棄の手続きをとっておくことです。

(5) 遺留分の放棄

遺留分の放棄とは、相続が開始される前（すなわち被相続人が存命中）に相続人が家庭裁判所に対し、遺留分を放棄する旨を申し立て、家庭裁判所がこれを許可することによって効果が生じます。遺留分を放棄した相続人は、遺留分減殺請求をすることができなくなります。遺留分の放棄については、①放棄が本人の自由な意思に基づいていること、②放棄の理由に合理性・必要性があること、の2点が必要であるとされています。被相続人が存命中に医師である相続人に集中して医療機関を相続させる必要があることを説明し、相続人が納得した上で遺留分の放棄の手続をする必要があります。医師ではない相続人に不動産を生前贈与する際や、結婚資金を出してやる際などに説得すれば良いと思います。